

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

(法師畑地区活性化計画)

計画主体名	計画期間
<small>とちぎけん</small> 栃木県(代表) <small>とちぎけん なすまち</small> 栃木県那須町	平成22年度～平成23年度

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
那須町農林振興課	0287-72-6912	0287-72-1009	norin@town.nasu.lg.jp
栃木県農政課農村振興課	028-623-2363	028-623-2377	noson-sinko@pref.tochigi.lg.jp

【記入要領】

計画主体名

・市町村名にはふりがなをふる

計画期間

・共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記載する。

連絡先

・計画期間は活性化計画の計画期間を記入すること。

メールアドレス

・共同計画の場合は行を追加し、全ての計画主体の連絡先を記入すること。

・当該交付金に係る連絡に利用できるメールアドレスを記入すること。

事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
	定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能の確保	
計画期間内に農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積 (ha) =37ha (計画期間内に農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積)		
事業活用活性化計画目標の設定根拠 法師畑地区は、那須町の中央部に位置し、余笹川と黒川に挟まれた標高330mの丘陵にあり、金井蛇川用水の開発により広げた地域である。余笹川に水源を求め、総延長13kmに達する基幹水路として、那須町土地改良区が維持管理を行っている。現在、本地区においては土水路のため経年洗掘と豪雨時の急激な水位上昇による損害等により、その維持管理に苦慮する状況にあるため、早急に農業用排水路の整備を行い、維持管理労力の節減を行い、効率的な農業生産基盤の確立を図り、農業従事者・農家戸数の維持といった定住化及び地域の活性化を促進させる。		
事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
事業活用活性化計画目標の設定根拠		

【記入要領】

事業活用活性化計画目標

- ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- ・事業活用活性化計画目標の項目は農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の別紙に掲げる項目から選択するものとする。
- ・事業活用活性化計画目標の記載にあたっては「事業活用活性化計画目標の設定について」により記入すること。

活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金要望 額 (千円)	交付額算 定交付率	交付限度額 (千円)	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性
農業用排水施設	法師畑地区	用排水路	L = 1,208m	H22～H23	那須町土地改良区	40,000	20,000	1/2	20,000	法師畑地区においては用排水路改修により、農業生産性の向上、効率的・安定的な農業経営を図り、農業者の定住を促進する。
合 計										

【記入要領】

- ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- ・創意工夫発揮事業である場合は、事業内容の欄に一体として行う事業メニュー名及び一体的に行う必要性について併せて記載すること。
- ・事業メニューには、実施要領の別表の事業メニュー名を記入すること。
- ・地区名には、事業の実施地区名を記入すること。
- ・事業内容は、整備しようとする具体的な施設の内容を記載すること。
- ・事業規模は、施設毎の棟数と床面積、農道や森林管理道等の場合は地区名と延長など、それぞれの事業内容に応じた事業規模を記載すること。
- ・実施期間は、原則として3年以内とすること。
- ・活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性は、これら目標を達成する上で、各々の事業の実施が必要な理由を記載すること。

優先枠等を活用する事業に関する事項

(交付対象事業別概要)

1 生産製造連携事業計画優先枠

優先枠の種類	事業メニュー名	地区名	優先枠に係る事業内容
1 生産製造連携事業計画優先枠			

2 再生可能エネルギー供給施設整備優先枠

優先枠の種類	地区名	優先枠に係る事業内容
2 再生可能エネルギー供給施設整備優先枠		

3 輸出促進条件整備事業

優先事項の種類	事業メニュー名	地区名	優先事項に係る事業内容
3 輸出促進条件整備事業			

【記入要領】

必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。

優先枠を活用する事業とは、予算の優先枠(生産製造連携事業計画優先枠及び再生可能エネルギー供給施設整備優先枠)の対象となる事業であり、具体的には、要件類別番号32又は要件類別番号33を満たすものがその対象となる。

生産製造連携事業計画優先枠に係る優先枠事業を実施しようとする場合には、全体事業計画のうち、要件類別番号32に係る部分の事業内容について記載すること。

再生可能エネルギー供給施設整備優先枠に係る優先枠事業を実施しようとする場合には、全体事業計画のうち、要件類別番号33に係る部分の事業内容について記載すること。

事業メニューには、実施要領の別表1の事業メニュー名を記載すること。

地区名には、事業の実施地区名を記入すること。

